

貸出運営についての考え方

当金庫は、相互扶助の精神のもとに、中小企業ならびに地域住民のための協同組織の地域金融機関として誕生し、「地域と共存共栄」を基本理念として掲げています。このため、地域社会の健全な発展を支えるという使命により、地域の中小企業や個人事業主また住民の皆様には、必要とされる資金に積極的に応えできるよう取り組んでおります。

また、事業目的(計画)に応じて、地域の県や市町村の制度融資にも積極的に取り組むことにより、地元中小企業への良質な資金の提供にも努めております。

さらに、個人のお客様へは住宅資金はもとより、さまざま

な資金ニーズに的確・迅速にお応えできるよう各種ローンを取り揃え、ライフサイクルにあった資金を提供させていただくとともに、返済計画に無理が生じないようにご相談にもお応えしております。

今後も、地域でお預かりしたご預金は融資により地域に還元し、地元産業や地域社会の健全な成長・発展のため力を尽くすことはもちろんのことですが、ご融資に際しましては、特定の業種や取引先に偏ることのない小口多数融資を原則とし、地域のより多くの皆様に資金を円滑にご提供することを常に心掛けております。

法令遵守(コンプライアンス)の体制

コンプライアンスとは、金融取引において公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、金融商品販売に係る重要事項の説明、マネー・ローンダリングの防止など、金融機関が事件やトラブル等の未然防止を図り、法令や金庫内の諸規定さらには確立された社会規範に至るまであらゆるルールを遵守することです。

社会的・公共的使命を持つ、金融機関にはより一層の自己責任経営と経営の透明性が求められております。信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、より高いレベルのコンプライアンスが求められております。当金庫は、これまでその社会的使命と公共性を十分自覚したうえで、業務を遂行し地域の信頼を得てまいりましたが、今後もより一層の信頼・信用確保に努めてまいります。

そのために平成12年に制定した「新発田信用金庫コンプライアンス・マニュアル」は、最新の「金融検査マニュアル」

に基づき順次、改正を行い、顧問弁護士によるリーガルチェック、理事会の決定を経て、全役職員に配布しております。

マニュアルには、具体的な倫理綱領としての「私たちの行動規範」、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」、具体的な実践計画書としての「コンプライアンス・プログラム」を収録して、組織全体として継続的に研修活動を行い「コンプライアンス経営」の充実に努めております。

組織面では、法令遵守体制の評価、検討を行うコンプライアンス委員会を設置するとともに、総務部を金庫全体のコンプライアンスを推進する統括部署といたしております。

また、各部店にはコンプライアンス担当者を配置して、部店における日常活動の中で法令等遵守状況のチェックとモニタリングを行う体制をとっております。